

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る  
初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
に関する制度について」に規定する標記については、別添のとおり公示する。

平成14年4月24日

関東運輸局長 上子道雄

### 附 則

本公示は、平成14年4月24日以降実施する。

### 附 則（平成26年2月28日 一部改正）

本公示は、平成26年4月1日以降適用する。

### 附 則（平成28年12月20日 一部改正）

本公示は、平成28年12月20日以降適用する。

### 附 則（平成31年4月11日 一部改正）

本公示は、平成31年4月11日以降適用する。

### 附 則（令和元年12月13日 一部改正）

本公示は、令和元年12月13日以降適用する。

附 則（令和２年１１月２５日 一部改正）

本公示は、令和２年１１月２５日以降適用する。

附 則（令和３年１２月２４日 一部改正）

本公示は、令和３年１２月２４日以降適用する。

附 則（令和４年１０月１１日 一部改正）

本公示は、令和４年１０月１１日以降適用する。

附 則（令和５年２月９日 一部改正）

本公示は、令和５年２月９日以降適用する。

附 則（令和５年８月１８日 一部改正）

本公示は、令和５年８月１８日以降適用する。

附 則（令和５年９月８日 一部改正）

本公示は、令和５年９月８日以降適用する。

附 則（令和５年１０月２０日 一部改正）

本公示は、令和５年１０月２０日以降適用する。

附 則（令和５年１１月２日 一部改正）

本公示は、令和５年１１月２日以降適用する。

附 則（令和６年２月９日 一部改正）

本公示は、令和６年２月９日以降適用する。

附 則（令和６年３月８日 一部改正）

本公示は、令和６年３月８日以降適用する。

(別添)

運賃適用地域	営業区域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏	1. 096 km	加算距離1回分を控除した距離
多摩地区	北多摩交通圏	1. 091 km	加算距離1回分を控除した距離
	南多摩交通圏	1. 091 km	加算距離1回分を控除した距離
	西多摩交通圏	1. 091 km	加算距離1回分を控除した距離
島しょ地区	島しょ区域	2 km	—
京浜地区	京浜交通圏	1. 091 km	—
相模・鎌倉地区	県央交通圏	1. 091 km	—
	湘南交通圏	1. 091 km	—
小田原地区	小田原交通圏	1. 17 km	加算距離2回分を控除した距離
埼玉県A地区	県南中央交通圏	1. 121 km	—
	県南東部交通圏	1. 121 km	—
	県南西部交通圏	1. 121 km	—
埼玉県B地区	県北交通圏	1. 031 km	—
	秩父交通圏	1. 031 km	—
群馬県A地区	東毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控除した距離
	中・西毛交通圏	1. 357 km	加算距離2回分を控除した距離
群馬県B地区	沼田・利根交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控除した距離
	渋川・吾妻交通圏	1. 219 km	加算距離2回分を控除した距離
千葉県A地区	京葉交通圏	1. 155 km	—
	東葛交通圏	1. 155 km	—
	千葉交通圏	1. 155 km	加算距離4回分を控除した距離

	北総交通圏	1. 155 km	—
千葉県B地区	東総交通圏	1. 155 km	—
	山武・東金交通圏	1. 155 km	—
	市原交通圏	1. 155 km	加算距離4回分を 控除した距離
	外房交通圏	1. 155 km	—
	南房交通圏	1. 155 km	—
茨城県地区	茨城県全域	1. 1 km	—
栃木県地区	栃木県全域	1 km	—
山梨県A地区	甲府交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を 控除した距離
	東八・東山交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を 控除した距離
	峡西交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を 控除した距離
	峡北交通圏	1. 2 km	加算距離2回分を 控除した距離
山梨県B地区	峡南交通圏	1. 2 km	—
	東部・富士北麓交通圏	1. 2 km	—